

資 料 編

【共通項目】

1	地方分権改革推進委員会の活動状況	1
2	地方分権改革推進委員会委員	5
3	地方分権改革推進委員会専門委員	6
4	経済財政改革の基本方針2007（抄）	7
5	日本経済の進路と戦略（抄）	9
6	平成20年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（抄）	9
7	経済財政改革の基本方針2008（抄）	10
8	麻生総理所信表明演説（抄）（第170回国会平成20年9月29日）	11
9	麻生総理と丹羽地方分権改革推進委員会委員長の懇談における 総理発言の概要	12
10	平成21年度予算編成の基本方針（抄）	13
11	地方分権改革推進本部の設置について	14
12	地方分権改革推進委員会関係法令	15

【義務付け・枠付け関連】

13	義務付け・枠付けの見直し関連の審議経過	20
14	義務付け・枠付け条項数とそのメルクマール該当・非該当の 判断	21
15	義務付け・枠付け見直しの対象範囲（イメージ）	22
16	地方分権推進委員会 最終報告（抄）	23

【国の出先機関の見直し関連】

17	国の出先機関（15系統）の一覧	24
18	国の出先機関（15系統）の概況	25

地方分権改革推進委員会の活動状況

○委員会

回	月日	主 な 議 題
第 1 回	19/4/ 2	委員長互選、内閣総理大臣あいさつ、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）あいさつ、委員長あいさつ、運営規則の決定等
第 2 回	4/17	委員からの意見発表（猪瀬委員、増田委員長代理、横尾委員）
第 3 回	4/24	西尾勝氏（元地方分権推進委員会委員）との意見交換 水口弘一氏（元地方分権改革推進会議議長代理）との意見交換
第 4 回	4/26	委員からの意見発表（小早川委員、井伊委員、露木委員）
第 5 回	5/15	自由討議（論点整理案について）
第 6 回	5/24	「基本的な考え方」の素案についての討議
第 7 回	5/30	「基本的な考え方」についての討議、決定
第 8 回	6/ 5	地方六団体との意見交換 委員による自由討議
第 9 回	6/15	夕張市に関する審議
第 10 回	6/27	総務省ヒアリング（行政関係）
第 11 回	7/ 5	総務省・財務省ヒアリング（税財政関係）
第 12 回	7/12	厚生労働省ヒアリング（介護保険制度関係、生活保護制度関係、医療制度及び医療保険制度関係）
第 13 回	7/19	国土交通省ヒアリング（都市計画関係、道路関係、河川関係） 農林水産省ヒアリング（農地、農業振興地域関係）
第 14 回	7/31	厚生労働省・文部科学省ヒアリング（児童福祉制度（保育関係）と幼児教育等関係、教職員の人事権等関係） 法制問題の検討状況について（小早川委員）
第 15 回	8/29	内閣府特命担当大臣（地方分権改革）あいさつ 全国知事会地方分権推進特別委員会分野別プロジェクトチーム担当知事との意見交換（環境分野、まちづくり分野、災害その他分野）
第 16 回	9/ 4	内閣府副大臣あいさつ、内閣府大臣政務官あいさつ 全国知事会地方分権推進特別委員会委員長及び分野別プロジェクトチーム担当知事等との意見交換（産業分野、教育分野、福祉分野）
第 17 回	9/13	全国市長会との意見交換 全国町村会との意見交換
第 18 回	9/18	片山善博氏（慶應義塾大学大学院教授）との意見交換 環境省ヒアリング（環境関係）
第 19 回	9/20	経済産業省ヒアリング（産業関係） 内閣府（防災担当）・総務省消防庁ヒアリング（防災関係）
第 20 回	9/27	厚生労働省ヒアリング（労働関係） 国土交通省ヒアリング（交通・観光関係）

第21回	10/ 3	厚生労働省・文部科学省ヒアリング（児童福祉（保育）・幼児教育等、教育） くらしづくり関係の論点整理について（井伊委員）
第22回	10/10	国土交通省ヒアリング（道路関係、河川関係） まちづくり関係の論点整理について（猪瀬委員）
第23回	10/15	石原慎太郎東京都知事との意見交換 国土交通省ヒアリング（都市計画関係、公営住宅関係） 農林水産省ヒアリング（農地、農業振興地域制度、その他農業分野関係）
第24回	10/23	厚生労働省ヒアリング（社会保障分野）
第25回	10/31	総務省・財務省ヒアリング（税財政関係） 法制問題の検討状況について（小早川委員）
第26回	11/ 2	全国知事会長との意見交換 地域集落対策についてのヒアリング 内閣府特命担当大臣（地方分権改革）あいさつ 「中間的な取りまとめ」に向けた討議（構成案）
第27回	11/ 8	「中間的な取りまとめ」に向けた討議（素案）
第28回	11/13	「中間的な取りまとめ」に向けた討議（原案）
第29回	11/16	「中間的な取りまとめ」に向けた討議（決定）
第30回	11/28	総務省ヒアリング（国庫補助負担金） 都道府県から市町村への権限移譲に関する意見交換
第31回	12/ 5	経済同友会・日本商工会議所との意見交換
第32回	20/1/23	政府部内改革担当部局の地方分権に関する取組についてのヒアリング （独立行政法人改革、公共サービス改革（市場化テスト）、規制改革）
第33回	1/30	経済産業省ヒアリング（経済産業局）
第34回	2/ 6	国土交通省ヒアリング（地方整備局（砂防、都市公園、港湾、建設業・不動産業関係）） 法務省ヒアリング（法務局及び地方法務局）
第35回	2/20	農林水産省ヒアリング（国の出先機関関係（地方農政局、森林管理局、漁業調整事務所）、森林・林業対策関係）
第36回	2/28	国土交通省ヒアリング（北海道開発局） 厚生労働省ヒアリング（地方厚生局） 国の出先機関の見直しに係る提言（全国知事会等）
第37回	3/ 5	国土交通省ヒアリング（地方運輸局）
第38回	3/18	日本経済団体連合会・全国知事会との意見交換
第39回	3/27	総務省ヒアリング（総合通信局） 厚生労働省ヒアリング（中央労働委員会地方事務所） 内閣府ヒアリング（沖縄総合事務局）
第40回	4/ 2	厚生労働省ヒアリング（都道府県労働局） 環境省ヒアリング（地方環境事務所） 国土交通省ヒアリング（地方航空局）
第41回	4/ 8	国土交通省ヒアリング（地方整備局（道路・河川関係））

第42回	4/17	文部科学省・厚生労働省との公開討議
第43回	4/23	農林水産省との公開討議 都道府県から市町村への権限移譲について
第44回	4/25	環境省との公開討議 文部科学省との公開討議
第45回	5/ 1	国土交通省との公開討議 消費者行政一元化の検討状況について
第46回	5/ 9	厚生労働省との公開討議 第1次勧告の素案について
第47回	5/15	第1次勧告に向けた討議
第48回	5/22	国土交通省からの報告（道路・河川関係） 第1次勧告に向けた討議
第49回	5/28	第1次勧告に向けた討議（決定）
第50回	6/26	地方分権改革推進要綱（第1次）について 国の出先機関の見直しに係る当面の審議について
第51回	7/ 3	地方自治体の広域連携について、定住自立圏構想について
第52回	7/11	国土交通省ヒアリング（北海道開発局関連） 国の出先機関の見直しの「中間報告」に向けた委員間討議
第53回	7/17	農林水産省ヒアリング（地方農政局関連） 国の出先機関の見直しの「中間報告」に向けた委員間討議
第54回	7/25	全国知事会との意見交換 国の出先機関の見直しの「中間報告」に向けた委員間討議
第55回	8/ 1	国の出先機関の見直しの「中間報告」に向けた委員間討議
第56回	9/ 1	関西広域機構ヒアリング（関西広域連合設立に向けた取組） 総務省ヒアリング（公務員の配置転換や移行等）
第57回	9/16	国の出先機関の事務・権限の仕分けに関する各府省の見解について 道路・河川の移管に伴う財源等の取扱いに関する意見案について 農林水産省ヒアリング（非食用の事故米穀の不正規流通の問題）
第58回	9/22	義務付け・枠付けに係る「メルクマール該当性についての委員会としての考え方」（案）について
第59回	9/30	国の出先機関の主要な事務・権限に関する公開討議（地方整備局関係、地方運輸局関係）
第60回	10/ 1	国の出先機関の主要な事務・権限に関する公開討議（地方農政局関係）
第61回	10/ 8	国の出先機関の主要な事務・権限に関する公開討議（経済産業局関係、都道府県労働局関係）
第62回	10/21	義務付け・枠付けの見直しに関するヒアリング（文部科学省関係、環境省関係）
第63回	10/30	義務付け・枠付けの見直しに関するヒアリング（厚生労働省関係） 道路特定財源に係る総理発言等について（意見交換）
第64回	11/ 4	義務付け・枠付けの見直しに関するヒアリング（農林水産省関係） 直轄国道の移管と出先機関の見直しについて

第65回	11/11	義務付け・枠付けの見直しに関するヒアリング（国土交通省関係） 地方制度調査会小委員会林小委員長・総務省ヒアリング（自治制度の見直し）
第66回	11/19	義務付け・枠付けの見直しに関する委員報告について 第1次勧告のフォローアップについて
第67回	11/26	全国知事会ヒアリング（道路・河川の移管に関する協議の状況） 第2次勧告に向けた討議 （義務付け・枠付けの見直し関係（勧告素案）、国の出先機関の見直し関係）
第68回	12/ 2	国土交通省ヒアリング（道路・河川の移管に関する協議の状況） 第2次勧告に向けた討議 （義務付け・枠付けの見直し関係（勧告案）、国の出先機関の見直し関係）
第69回	12/ 8	第2次勧告に向けた討議（決定）

○地方分権懇談会等

月日	会 議 名 等
19/6/ 7	地方分権懇談会 in 南幌
6/11	地方分権懇談会 in 名古屋
6/21	地方分権懇談会 in 長岡
7/ 3	地方分権懇談会 in 久留米
7/ 4	地方分権懇談会 in 広島
7/24	地方分権懇談会 in 松山
7/25	地方分権懇談会 in 池田、全国知事会との懇談
20/10/9	地方分権懇談会 in 沖縄

○地方視察

月日	視 察 先 等
20/7/10	<さいたま> ・関東地方整備局、関東農政局視察 ・埼玉県との意見交換
9/ 8	<仙台> ・東北地方厚生局、東北経済産業局視察 ・地元経済界との意見交換
10/ 9 ~10/10	<沖縄> ・沖縄総合事務局視察 ・地方分権懇談会 in 沖縄 ・沖縄県との意見交換

○シンポジウム等

月日	会 議 名 等
20/2/11	地方分権セミナー@エルムの杜
4/22	どないすんねん!?-地方分権シンポジウム@関西

地方分権改革推進委員会委員

(敬称略)

委員長 丹羽 宇一郎 伊藤忠商事株式会社取締役会長

委員長代理 西尾 勝 財団法人東京市政調査会理事長

委員 井伊 雅子 一橋大学国際・公共政策大学院教授

猪瀬 直樹 作家・東京都副知事

小早川 光郎 東京大学大学院法学政治学研究科教授

露木 順一 神奈川県開成町長

横尾 俊彦 佐賀県多久市長

(注1) 委員の発令は平成19年4月1日である。ただし、西尾委員の発令は19年11月26日(委員長代理への指名は20年4月8日)である。

(注2) 増田寛也委員(平成19年4月1日発令。4月2日に委員長代理に指名)は、平成19年8月31日付けで委員を辞職した。

地方分権改革推進委員会専門委員

(敬称略)

齋藤 弘 山形県知事

松田 隆利 国家公務員制度改革推進本部事務局次長

(注) 専門委員の発令は平成20年1月30日である。

経済財政改革の基本方針 2007（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）（抄）

2. 税制改革の基本哲学

21 世紀の我が国にふさわしい税制を構築するため、所得税、消費税、法人税など税制全般について、「納税者の立場に立つ」「経済社会の変化に対応する」「省庁の縦割りを超え、受益と負担の両面から総合的に検討する」という 3 つの視点で点検し、税体系の抜本的改革を実現する。

平成 19 年秋以降、税制改革の本格的な議論を行い、平成 19 年度を目途に、社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しなどを踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組む。その際、「基本方針 2006」で示された歳入改革の基本的考え方や与党税制改正大綱を踏まえることとする。

【実現すべき 6 つの柱】

(5) 真の地方分権の確立

- ・財源における地方の自立性を高めるため、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討する。
- ・法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方税の在り方や国と地方の間の税目・税源配分（地方交付税財源を含む）の見直しなど、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差の縮小を目指す。

8. 地方分権改革

戦後レジームから脱却するため、国が地方のやるべきことを考え、押し付けるといふ、今までの国と地方の関係を大胆に見直し、「地方が主役の国づくり」を目指す。あわせて、地方分権改革の総仕上げである道州制実現のための検討を加速する。

【改革のポイント】

1. 「新分権一括法案」（仮称。以下同じ。）を 3 年以内に国会に提出する。このため、「地方分権改革推進委員会」において、「基本的な考え方」に基づき、国と地方の役割分担等について検討を進める。
2. 地方財政全体が地方分権にかなった姿になるよう、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源配分の一体的な改革に向け地方債を含め検討する。あわせて、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討する。

3. 地方支分部局を大胆に合理化する抜本改革に向けた検討を行う。
4. 道州制の本格的な導入に向けた「道州制ビジョン」を策定する。

【具体的手段】

(1) 「新分権一括法案」の提出

「地方分権改革推進法」に基づいて、必要な法制上又は財政上の措置等を定めた「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を3年以内に国会に提出する。このため、「地方分権改革推進委員会」において、「基本的な考え方」に基づき、国と地方の役割分担や国の関与の在り方の見直し等について検討を進め、平成19年秋に中間的な取りまとめを行うとともに、おおむね2年以内を目途に順次勧告を行う。

(2) 地方税財政改革の推進

国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの**一体的な改革**に向け地方債を含め検討する。あわせて、法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、**地方間の税源の偏在を是正する方策**について検討し、その格差の縮小を目指す。

地方公共団体が自ら税を徴収し、住民が負担との見合いで行政サービスを選択することができるようにするため、「住民の選択が機能し、地方公共団体の努力がいきる税財政にする」、「地方分権の時代にふさわしい国税・地方税の設計にする」、「国から地方への財源配分は、予見性・安定性・透明性を重視する」ことが重要であり、このため、「地方分権改革推進委員会」は、「基本的な考え方」に基づき、**地方税財政改革**を検討する。

また、「ふるさと」に対する納税者の貢献や、関わりの深い地域への応援が可能となる税制上の方策の実現に向け、検討する。

(3) 地方支分部局の抜本改革

地方支分部局の抜本改革に向け、「地方分権改革推進法」に沿った**地方への移譲と合理化**を「地方分権改革推進委員会」において検討する。

(4) 道州制実現のための検討の加速

「道州制ビジョン」の策定に向け、「道州制ビジョン懇談会」において、平成19年度中に道州制の理念や大枠等について論点を整理した**中間報告**を取りまとめる。

日本経済の進路と戦略 ―開かれた国、全員参加の成長、環境との共生―
(平成 20 年 1 月 18 日閣議決定) (抄)

第 3 章 地方の自立と再生に向けて

(2) 地方分権と地方行財政改革

地方が自ら考え、実行できる体制の整備に向け、地方自治体に対する一層の権限移譲を行うとともに、財政面からも地方が自立できるよう、地方税財政の改革に取り組む。

「地方分権改革推進委員会」においては、「基本的な考え方」及び「中間的な取りまとめ」に基づき、国と地方の役割分担を徹底して見直し、地方自治体に対する国の法令による義務付け・枠付け及び国の関与の見直しや、地方の税財政基盤の確立に加え、地方支分部局の抜本改革に向けて「地方分権改革推進法」に沿った地方への移譲と合理化を検討し、来春以降順次勧告を行う。

この勧告を踏まえ、「地方分権改革推進法」に基づいて、必要な法制上又は財政上の措置等を定めた「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を 2009 年度（平成 21 年度）中できるだけ速やかに国会に提出する。内閣に置かれた地方分権改革推進本部を中心に、政府として一体となって地方分権改革に強力に取り組む。

国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討する。

国の取組と歩調を合わせて、地方においても、歳出改革に取り組む。

地方の自立を目指し、地方分権を着実に実施するとともに「道州制ビジョン」を策定するなど、道州制の導入に向けた検討を行っていく。

平成 20 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度

(平成 20 年 1 月 18 日閣議決定) (抄)

2. 平成 20 年度の経済財政運営の基本的態度

(2) 地方の自立と再生に向けて

(地方分権改革)

地方が自ら考え、実行できる体制の実現のため、地方分権改革に強力に取り組む。「地方分権改革推進委員会」においては、国と地方の役割分担、地方自治体に対する国の法令による義務付け・枠付けや国の関与の見直し、地方の税財政基盤の確立に加え、地方支分部局の抜本改革に向けて地方への移譲と合理化を検討する。国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討する。「地方分権改革推進法」に基づき、「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を平成 21 年度中できるだけ速やかに国会に提出する。

経済財政改革の基本方針 2008（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）（抄）

第 4 章 国民本位の行財政改革

国民本位の行財政改革のため、地方分権、生活者重視の行政、ムダ・ゼロを実現するとともに、それを支える財政を構築する。このため、以下の改革に取り組むとともに、「基本方針 2006」、「基本方針 2007」に沿って資産債務改革等を実行する。

1. 国民本位の行財政への転換

(1) 地方分権改革

【具体的手段】

(1) 地方分権改革の推進

「地方分権改革推進委員会」（以下、「同委員会」という。）の「第 1 次勧告」を受けた「地方分権改革推進要綱（第 1 次）」に基づき取り組む。同委員会は、平成 20 年内に地方自治体に対する国の法令による義務付け・枠付けの見直しの検討を進めるとともに、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含めた検討を行い、順次勧告する。

これら勧告を踏まえ、「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を平成 21 年度中できるだけ速やかに国会に提出する。

(2) 国の出先機関の見直し

同委員会は、経済財政諮問会議の提言を踏まえた「第 1 次勧告」で示した次のような仕分けの考え方及び見直しの進め方に沿って、仕事及びこれに伴う人員の移譲を含む国の出先機関の抜本的な改革について勧告を行う。政府として、これを実現するための計画を平成 20 年度内に策定する。

- ① 事務・権限が法令上一の主体に専属させられておらず、国と地方自治体がそれぞれ処理することが許容されているものは、地方への一元化が基本
- ② 法令上、事業規模の大きさや事務・権限の対象範囲等によって国と地方自治体がすでに一定の役割分担をしているものは、事務・権限の地方への移譲が基本
- ③ 地方が実施する事務に関して、国が広域的な見地等から調整し、又は関与を行っているものは、廃止が基本
- ④ 現在は主に国のみでその事務を行っているものは、地方自治体による総合行政の確立等に資する場合、事務・権限の地方への移譲・廃止等が基本

(3) 道州制の導入に向けた検討

道州制の前提となる地方分権改革を進め、「道州制ビジョン」の策定に向け、国民的な議論を更に深めるとともに「道州制ビジョン懇談会」において引き続き検討を行う。

麻生総理所信表明演説（第 170 回国会平成 20 年 9 月 29 日）

（地域の再生）

目を、地域に転じます。

ここで目指すべきは、地域の活力を呼び覚ますことです。それぞれの地域が、誇りと活力を持つことが必要です。

しかし、その処方箋は、地域によって一つずつ違うのが当たり前。中央で考えた一律の策は、むしろ有害ですらあります。だからこそ、知事や市町村長には、真の意味で地域の経営者となってもらわなければなりません。そのため、権限と責任を持てるようにします。それが地方分権の意味するところです。

進めるに際しては、霞が関の抵抗があるかもしれません。わたしが決断します。

国の出先機関の多くには、二重行政の無駄があります。国民の目も届きません。これを地方自治体に移します。最終的には、地域主権型道州制を目指すと申し上げておきます。

麻生総理と丹羽地方分権改革推進委員会委員長の懇談

(平成20年11月6日)における総理発言の概要(注1)

- 1 出先機関の廃止について
 - ① 二重行政の廃止
 - ② 国会や国民の目の届かない出先機関を、住民の目の届くものにする
 - ③ 地方再生、地域振興の観点から、抜本的な統廃合をしてほしい。
例えば、地方農政局、地方整備局など。
- 2 国による義務付け・枠付けの廃止
お話のあった事例(注2)などは、地方の裁量にゆだねればよい。
- 3 私の趣旨に沿った勧告を、早急にしてほしい。
それを、私が直接受け取り、年内に決断する。
- 4 10月30日に「3年後の増税、その前に大胆な行革」と言った。そのひとつ。
ただし、官僚をいじめることは、よくない。
国民が納得する大胆な行革が必要。しかし、公務員の削減・移行は、丁寧にやってほしい。

(注1) 未定稿・取扱注意。懇談全体における発言の概要を事後に事務局がまとめたものであるため

(注2) 保育所の面積基準、公営住宅の入居基準の事例が話題になった。

(参考)

閣僚懇談会 総理発言(骨子)

(平成20年11月7日 閣議後閣僚懇談会資料)

- 1 昨日、地方分権改革推進委員会の丹羽委員長を呼んで、国の出先機関の改革を加速するよう、指示した。
視点は、ふたつ。
 - ① 国と県の、二重行政の排除
 - ② 国会や国民の目の届かない出先機関を、住民の目の届くようにすること
- 2 10月30日の記者会見で、「大胆な行政改革を行った後、3年後に、消費税の引き上げを、お願いしたい」と言った。
今回の改革は、そのひとつ。
各大臣におかれては、部下職員を指導して、この方針を、実行させるように、してほしい。
- 3 なお、地方団体へ移行する職員や、過員となる職員については、丁寧な扱いが、必要と考えている。

平成 21 年度予算編成の基本方針（平成 20 年 12 月 3 日閣議決定）（抄）

Ⅱ 平成 21 年度予算の基本的考え方～経済成長と財政健全化の両立～

（地方分権改革）

「地方分権改革推進委員会」の「第 1 次勧告」を受けた「地方分権改革推進要綱（第 1 次）」（平成 20 年 6 月 20 日地方分権改革推進本部決定）に基づき取り組む。

同委員会は、仕事及びこれに伴う人員の移譲を含む国の出先機関の抜本的な改革及び地方自治体に対する国の法令による義務付け・枠付けの見直しについて平成 20 年内に「第 2 次勧告」を行う。出先機関改革については、政府として、これを実現するための計画を平成 20 年度内に策定する。

さらに、同委員会は、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含めた検討を行い、勧告する。

これら勧告を踏まえ、「地方分権改革推進法」（平成 18 年 12 月 15 日法律第 111 号）に基づき、「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を平成 21 年度中できるだけ速やかに国会に提出する。

地方分権の進展を図った上で、最終的には、地域主権型道州制を目指す。

地方分権改革推進本部の設置について

平成19年5月29日

閣議決定

1. 地方分権改革の推進に関する施策の総合的な策定及び実施を進めるため、内閣に地方分権改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。
2. 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

本部長	内閣総理大臣
副本部長	内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）
本部員	他のすべての国务大臣

（注）本部会合には、内閣官房副長官（政務及び事務）が出席する。
3. 本部長は、必要に応じ、特定の事項に関し、関係する本部構成員による審議の場を設けることができる。
4. 本部に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で本部長の指名した官職にある者とする。
5. 本部の庶務は、内閣府の助け及び関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
6. 前各項に掲げるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

【開催実績】

- ① 第1回本部〔平成19年6月11日（月）〕
丹羽委員長から委員会の「基本的な考え方」（5月30日）を説明
- ② 第2回本部〔平成19年11月30日（金）〕
丹羽委員長から委員会の「中間的な取りまとめ」（11月16日）を説明
「中間的な取りまとめ」を最大限尊重し、各府省が委員会の求めに誠実に対応していくこと等の方針を確認
- ③ 第3回本部〔平成20年4月15日（火）〕
丹羽委員長から委員会の「中間的な取りまとめ」に対する各府省の検討状況について報告
政府として地方分権改革の推進のための手順を確認
- ④ 第4回本部〔平成20年6月20日（金）〕
「第1次勧告」（5月28日）についての政府の対処方針として「地方分権改革推進要綱（第1次）」を決定
- ⑤ 第5回本部〔平成20年8月5日（火）〕
丹羽委員長から委員会の「国の出先機関の見直しに関する中間報告」（8月1日）を説明

地方分権改革推進委員会関係法令

○ 地方分権改革推進法（平成十八年法律第百十一号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会を実現することの緊要性にかんがみ、旧地方分権推進法（平成七年法律第九十六号）等に基づいて行われた地方分権の推進の成果を踏まえ、地方分権改革（この法律の規定に基づいて行われる地方分権に関する改革をいう。以下同じ。）の推進について、基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権改革の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備することにより、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（地方分権改革の推進に関する基本理念）

第二条 地方分権改革の推進は、国及び地方公共団体が共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえ、それぞれが分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条に定める地方分権改革の推進に関する基本理念にのっとり、地方分権改革を集中的かつ一体的に推進するために必要な体制を整備するとともに、地方分権改革の推進に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、国の地方分権改革の推進に関する施策の推進に呼応し、及び並行して、その行政運営の改善及び充実に係る施策を推進する責務を有する。

3 国及び地方公共団体は、地方分権改革の推進に伴い、国及び地方公共団体を通じた行政の簡素化及び効率化を推進する責務を有する。

（国と地方公共団体との連絡等）

第四条 国は、地方分権改革の推進に関する施策の推進に当たっては、地方公共団体の立場を尊重し、これと密接に連絡するとともに、地方分権改革の推進に関する国民の関心と理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

第二章 地方分権改革の推進に関する基本方針

（地方分権改革の推進に関する国の施策）

第五条 国は、国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、行政の各分野

において地方公共団体との間で適切に役割を分担することとなるよう、地方公共団体への権限の移譲を推進するとともに、地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付け及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条に規定する普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与の整理及び合理化その他所要の措置を講ずるものとする。

- 2 前項に規定する措置を講ずるに当たっては、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

（財政上の措置の在り方の検討）

第六条 国は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保等の観点から、前条第一項に規定する措置に応じ、地方公共団体に対する国の負担金、補助金等の支出金、地方交付税、国と地方公共団体の税源配分等の財政上の措置の在り方について検討を行うものとする。

（地方公共団体の行政体制の整備及び確立）

第七条 地方公共団体は、行政及び財政の改革を推進するとともに、行政の公正の確保及び透明性の向上並びに住民参加の充実のための措置その他の必要な措置を講ずることにより、地方分権改革の推進に応じた地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図るものとする。

- 2 国は、前項の地方公共団体の行政体制の整備及び確立に資するため、地方公共団体に対し必要な支援を行うものとする。

第三章 地方分権改革推進計画

第八条 政府は、地方分権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前章に定める地方分権改革の推進に関する基本方針に即し、講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた地方分権改革推進計画を作成しなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、地方分権改革推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 3 政府は、地方分権改革推進計画を作成したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

第四章 地方分権改革推進委員会

（設置）

第九条 内閣府に、地方分権改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務等）

第十条 委員会は、この法律に定める地方分権改革の推進に関する基本的事項について調査審議し、その結果に基づいて、第八条に規定する地方分権改革推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告するものとする。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、地方分権改革の推進に関する重要事項について、内閣総理大臣に意見を述べることができる。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の勧告を受けたときは、これを国会に報告するものとする。

る。

(組織)

第十一条 委員会は、委員七人をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員の任命)

第十二条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

(委員の罷免)

第十三条 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

(委員の秘密保持義務)

第十四条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第十五条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出その他の協力等)

第十六条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の業務の運営状況を調査し、又は委員にこれを調査させることができる。

3 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第十七条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第十八条 この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十二条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第二条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第五十七号の二の次に次の一号を加える。

五十七の三 地方分権改革推進委員会委員

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項を次のように改める。

3 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前二項に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 間	事 務
イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第百三十七号）がその効力を有する間	同法第二条第一項に規定する対応措置（自衛隊が実施するものを除く。）の実施に関すること。
地方分権改革推進法（平成十八年法律第百十一号）がその効力を有する間	一 地方分権改革推進計画（同法第八条第一項に規定する地方分権改革推進計画をいう。次号において同じ。）の作成に関すること。 二 地方分権改革推進計画に基づく施策の実施に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

附則第四条に次の一項を加える。

2 地方分権改革推進法がその効力を有する間、同法の定めるところにより内閣府に置かれる地方分権改革推進委員会は、本府に置く。

(この法律の失効)

第四条 この法律は、附則第一条の政令で定める日から起算して三年を経過した日にその効力を失う。

○ 地方分権改革推進委員会令（平成十九年政令第百二号）

（専門委員）

第一条 地方分権改革推進委員会（以下「委員会」という。）に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（議事）

第二条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（事務局長）

第三条 事務局長は、非常勤とする。

（事務局次長）

第四条 委員会の事務局に、事務局次長三人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

（参事官）

第五条 委員会の事務局に、参事官三人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 参事官は、命を受けて、局務を分掌し、又は局務に関する重要事項の調査審議に参画する。

（雑則）

第六条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この政令は、地方分権改革推進法の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

義務付け・枠付けの見直し関連の審議経過

月 日	活動事項
(平成 19 年) 5 月 30 日	○「基本的な考え方」(第 7 回委員会) ・義務付け・枠付けの見直しの調査審議の方針等
7 月 31 日	○法制問題の検討状況について小早川委員より報告(第 14 回委員会)
10 月 31 日	○法制問題の検討状況について小早川委員より報告(第 25 回委員会)
11 月 16 日	○「中間的な取りまとめ」(第 29 回委員会) ・義務付け・枠付けの見直しの考え方・手法を提示 ・「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」を設定し、メルクマールに該当しない場合には原則として廃止することを求める 等
12 月 19 日	○「地方公共団体に対する自治事務の処理又はその方法の義務付けに係る調査について」(地方分権改革推進委員会事務局長発各府省等事務次官等あて依頼(府分権第 120 号))を発出し、「中間的な取りまとめ」の考え方・手法に従って各府省に調査依頼(平成 20 年 4 月 17 日までに各府省から回答)
(平成 20 年) 9 月 16 日	○「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」について審議(第 57 回委員会) ・「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」該当性を整理 ・「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」を設定
9 月 22 日	○義務付け・枠付けに係る「メルクマール該当性についての委員会としての考え方(案)」について審議(第 58 回委員会) ○「第 58 回委員会「メルクマール該当性についての委員会としての考え方」を踏まえた地方公共団体に対する自治事務の処理又はその方法の義務付けに係る調査について」(地方分権改革推進委員会事務局長発各府省等事務次官等あて依頼(府分権第 112 号))を発出し、各府省に調査依頼(10 月 21 日までに各府省から回答)
10 月 21 日	○文部科学省関係・環境省関係ヒアリング(第 62 回委員会)
10 月 30 日	○厚生労働省関係ヒアリング(第 63 回委員会)
11 月 4 日	○農林水産省関係ヒアリング(第 64 回委員会)
11 月 11 日	○国土交通省関係ヒアリング(第 65 回委員会)
11 月 19 日	○義務付け・枠付けの見直しについて小早川委員より報告(第 66 回委員会) ・「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」を一部修正 ・第 3 次勧告に向けて、当委員会として具体的に講ずべき措置の調査審議を行う重点的に見直しを行うべき項目とその見直しの方針を設定
11 月 26 日	○第 2 次勧告に向けた審議(第 67 回委員会) ・義務付け・枠付けの見直し関係(勧告素案)
12 月 2 日	○第 2 次勧告に向けた審議(第 68 回委員会) ・義務付け・枠付けの見直し関係(勧告案)
12 月 8 日	○第 2 次勧告決定(第 69 回委員会)

小早川委員WGによる各
府省ヒアリング
(計6回)

義務付け・枠付け条項数とそのメルクマール該当・非該当の判断

A 義務付け・枠付け条項合計 (B+C+D)			
	Bメルクマール該当条項	Cメルクマール非該当条項	D準用・適用・読替規定
	(B/B+C) 51.8%	(C/B+C) 48.2%	
計 10057	4389	4076	1592

(義務付け・枠付条項を含む法律：482 法律)

(B メルクマール該当条項数計の内訳)

義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール該当条項													
i ~ vii 純計 (重複除)	i	ii	iii	iv							v	vi	vii
				a	b	c	d	e	f	g			
計 2315	763	19	590	183	1	72	142	276	14	62	397	36	27

非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール該当条項							
ア~キ純計 (重複除)	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
計 2076	1706	187	35	3	10	63	76

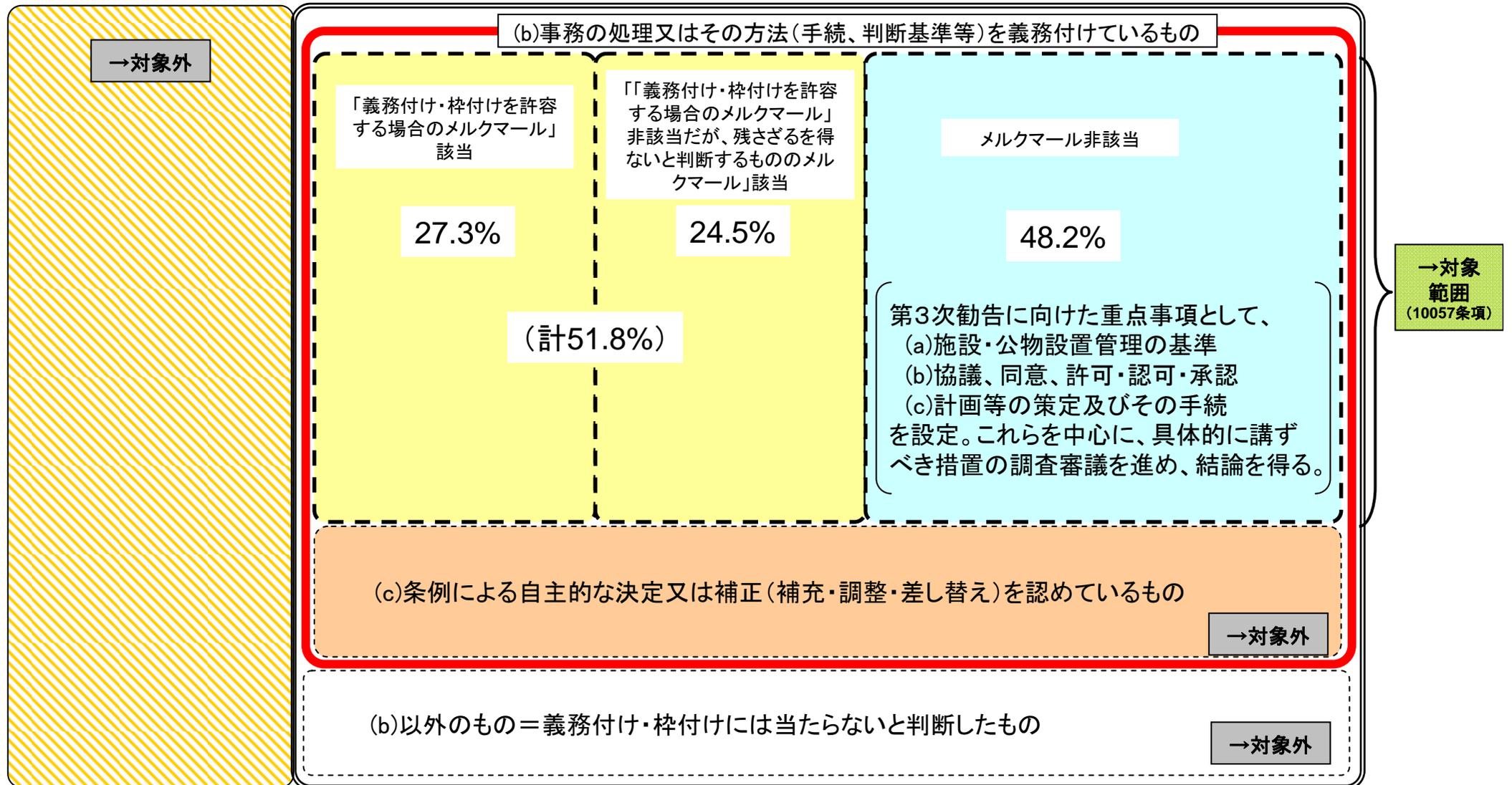
※ 個々の条項が複数のメルクマールに該当することがあるため、i ~ vii 純計 (重複除) 及びア~キ純計 (重複除) は、個々のメルクマール該当条項の合計と一致しない。同様に、Bメルクマール該当条項は、i ~ vii 純計 (重複除) とア~キ純計 (重複除) の合計と一致しない。

※ D準用・適用・読替規定：準用・適用・読替規定については、特段の必要がない限り、準用・適用・読替の対象となる条項においてメルクマール該当・非該当の判断を行っている。(例：「第B条 第A条の規定は〇〇場合に準用する。」→この場合、特段の必要がない限り、メルクマール該当・非該当の判断は第A条において行っており、第B条では行っていない。)

義務付け・枠付け見直しの対象範囲(イメージ)

【法定受託事務】

【自治事務】((a)自治事務であること)



(注1) 本図は、勧告P6にいう今回の見直し対象条項を図式化したものであり、それぞれの項目の面積の大きさに特段の意味があるわけではない。

(注2) 対象範囲のうち、準用・適用・読替規定については、特段の必要がない限り、準用・適用・読替の対象となる条項においてメルクマール該当・非該当の判断を行っている。(例:「第B条 第A条の規定は〇〇場合に準用する。」→この場合、特段の必要がない限り、メルクマール該当・非該当の判断は第A条において行っており、第B条では行っていない。)

地方分権推進委員会 最終報告(抄)(平成 13 年 6 月 14 日)

第4章 分権改革の更なる飛躍を展望して

委員会が推進してきた今次の分権改革は、既に第1章で述べたように、第1次分権改革というべきものにとどまっている。この未完の分権改革をこれから更に完成に近づけていくためには、まだまだ数多くの改革課題が残っている。

これらを大きく分類すれば、以下の6項目に整理することができると思う。

II 地方公共団体の事務に対する法令による義務付け・枠付け等の緩和

ついで第2に、地方分権を実現するには、ある事務事業を実施するかしないかの選択それ自体を地方公共団体の自主的な判断に委ねることこそが最も重要であるため、地方公共団体の事務に対する国の個別法令による義務付け、枠付け等を大幅に緩和していくことである。

第1次分権改革の主要な成果の一つは、国の通達等による関与を大幅に緩和したことであるが、国の法令等（法律・政令・省令・告示）による事務の義務付け、事務事業の執行方法や執行体制に対する枠付けの緩和については、ほとんど全く手付かずに終わっている。地方公共団体の事務を文字どおりそれらしいものに変えていくためには、国の個別法令による事務の義務付け、事務事業の執行方法や執行体制に対する枠付け等を大幅に緩和する必要がある。

(以下略)

国の出先機関（15系統）の一覧

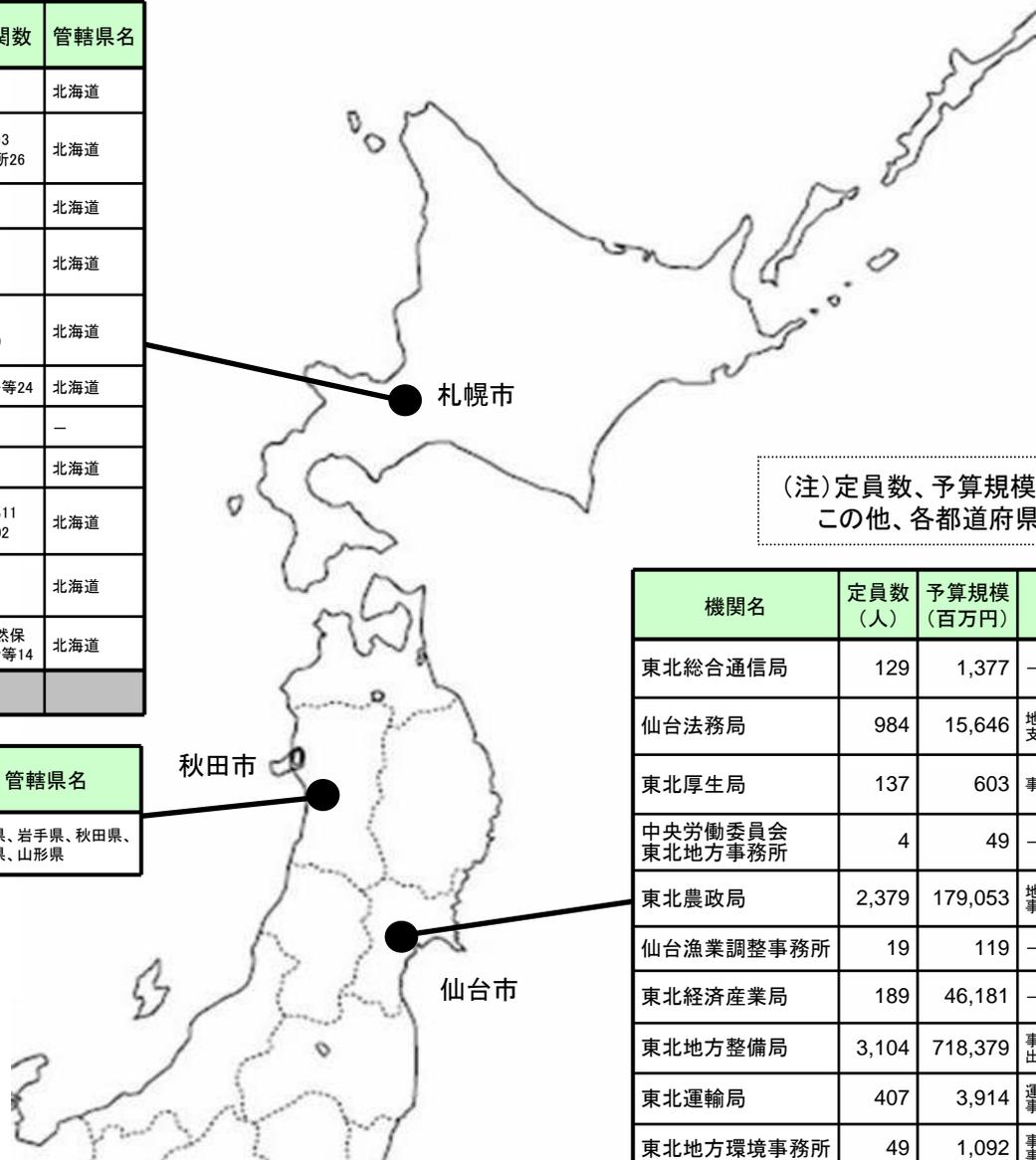
	対象機関	20' 末定員 (人)	18' 決算 (百万円)	左記のうち会計別内訳	
				一般会計	特別会計
内閣府	沖縄総合事務局【1】	996	143,043	50,243	(特会) (注3) 92,800
	事務所・出張所等【34】				
総務省	総合通信局【10】	1,436	14,993	14,993	—
	沖縄総合通信事務所【1】				
法務省	法務局【8】	10,823	147,996	15,471	(登記) 132,525
	支局・出張所【113】				
	地方法務局【42】				
	支局・出張所【342】				
厚労省	地方厚生局【7】 四国厚生支局【1】	1,520	6,585	6,585	—
	支所・分室・事務所【44】	22,245	642,322	118,751	(労働保険) 523,571
	都道府県労働局【47】				
	労働基準監督署【326】 公共職業安定所【557】				
中労委地方事務所【7】	30	357	357	—	
農水省	地方農政局【7】	15,347	980,088	762,733	(土地改良) 206,174 (食糧管理) 7,248 (農業経営) 3,933
	事務所・事業所【79】				
	統計・情報センター【25】				
	地方農政事務所【38】				
	北海道農政事務所【1】	4,796	153,096	—	(国有林野) 153,096
	統計・情報センター【132】				
	森林管理局【7】				
	森林管理署・支署等【113】				
漁業調整事務所【6】	179	2,031	2,031	—	
経産省	経済産業局【8】	1,886	129,489	15,295	(電源) 99,766 (石油) 13,483 (特許) 945
	事務所【5】				
	電力・ガス事業北陸支局【1】				
国交省	地方整備局【8】	21,567	6,404,731	1,845,172	(道路整備) 3,154,731 (治水) 1,047,243 (港湾整備) 268,581 (空港整備) 88,119 (車検) 880
	事務所・出張所等【998】	5,648	837,738	212,203	(道路整備) 362,981 (治水) 140,677 (土地改良) 87,889 (港湾整備) 30,440 (空港整備) 3,444 (車検) 105
	北海道開発局【1】				
	開発建設部【11】				
	事務所等【102】				
	地方運輸局【9】 運輸監理部【1】	4,418	46,650	27,526	(車検) 19,124
	運輸支局【51】	4,538	126,953	1,985	(空港整備) 124,968
	事務所【55】				
地方航空局【2】	407	12,584	10,953	(石油) 1,631	
事務所・出張所等【80】					
環境省	地方環境事務所【7】	407	12,584	10,953	(石油) 1,631
事務所・自然保護官事務所等【87】					
合 計		95,836	9,648,656	3,084,298	6,564,354

※ 「国の出先機関の大胆な見直し」別表（平成19年5月25日経済財政諮問会議有識者議員提出資料）において「地方に移譲可能な事務」を行っているとした国の出先機関。
(注1) 下部機関名は、「国の出先機関の大胆な見直し」の試行的な事務分類及びこれに対する各府省の見解(要約)並びに国の出先機関(地方支分部局)の組織・業務内容(概要)
(平成20年1月30日地方分権改革推進委員会事務局)に記載されたものを記載。
(注2) 対象機関欄の【 】内の数値は、平成20年10月1日時点の機関数。
(注3) 沖縄総合事務局の特別会計は、道路整備特会、港湾整備特会、治水特会などの合計。
(注4) 百万円未満を切り捨て又は四捨五入しているため、合計が一致しないことがある。

国の出先機関(15系統)の概況

機関名	定員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
北海道総合通信局	130	1,185	—	北海道
札幌法務局	540	7,006	地方法務局3 支局・出張所26	北海道
北海道厚生局	81	520	—	北海道
中央労働委員会 北海道地方事務所	4	48	—	北海道
北海道農政事務所	654	5,599	事務所・ 事業所等19	北海道
北海道森林管理局	1,032	32,889	森林管理署等24	北海道
北海道漁業調整事務所	27	229	—	—
北海道経済産業局	200	6,133	—	北海道
北海道開発局	5,648	837,738	開発建設部11 事務所等102	北海道
北海道運輸局	384	3,940	運輸支局7 事務所1	北海道
北海道地方環境事務所	63	2,947	事務所・自然保 護官事務所等14	北海道
計	8,763	898,234		

機関名	定員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
東北森林管理局	800	27,105	森林管理署等 24	青森県、岩手県、秋田県、 宮城県、山形県



(注)定員数、予算規模は、下部機関の分を含む。
この他、各都道府県に都道府県労働局が所在

機関名	定員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
東北総合通信局	129	1,377	—	青森県、岩手県、秋田県、 宮城県、山形県、福島県
仙台法務局	984	15,646	地方法務局5 支局・出張所44	青森県、岩手県、秋田県、 宮城県、山形県、福島県
東北厚生局	137	603	事務所5	青森県、岩手県、秋田県、 宮城県、山形県、福島県
中央労働委員会 東北地方事務所	4	49	—	青森県、岩手県、秋田県、 宮城県、山形県、福島県
東北農政局	2,379	179,053	地方農政事務所5 事務所・事業所等43	青森県、岩手県、秋田県、 宮城県、山形県、福島県
仙台漁業調整事務所	19	119	—	—
東北経済産業局	189	46,181	—	青森県、岩手県、秋田県、 宮城県、山形県、福島県
東北地方整備局	3,104	718,379	事務所44 出張所等102	青森県、岩手県、秋田県、 宮城県、山形県、福島県
東北運輸局	407	3,914	運輸支局6 事務所6	青森県、岩手県、秋田県、 宮城県、山形県、福島県
東北地方環境事務所	49	1,092	事務所・自然保 護官事務所等13	青森県、岩手県、秋田県、 宮城県、山形県、福島県
計	7,401	966,413		

【摘要】

- ・ 「国の出先機関の大胆な見直し」別表（平成19年5月25日経済財政諮問会議有識者議員提出資料）において、「地方に移譲可能な事務」を行っているとした国の出先機関を記載
- ・ 定員数は平成20年度末時点。ただし、地方農政局及び漁業調整事務所については平成20年10月1日時点、森林管理局については平成20年4月1日時点の現在員数
- ・ 予算規模は平成18年度決算ベース
- ・ 下部機関数は平成20年10月1日時点
- ・ 個別の機関の管轄区域等に関する注については、最終頁に記載

機関名	定員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
新潟漁業調整事務所	17	139	—	—
北陸地方整備局	2,048	530,291	事務所28 出張所等78	新潟県、富山県、 石川県
北陸信越運輸局	293	3,046	運輸支局4 事務所2	新潟県、長野県、 富山県、石川県
計	2,358	533,476		

機関名	定員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
関東森林管理局	770	27,734	森林管理署等 20	福島県、新潟県、 茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 静岡県、神奈川県、 山梨県

機関名	定員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
信越総合通信局	82	881	—	新潟県、長野県
中部森林管理局	551	19,888	森林管理署等 10	長野県、富山県、 岐阜県、愛知県
計	633	20,769		



機関名	定員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
関東運輸局	856	9,351	運輸支局8 事務所17	茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県

機関名	定員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
関東信越厚生局	419	1,763	分室1 事務所9	新潟県、茨城県、 栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、 山梨県、長野県
関東農政局	2,986	155,595	地方農政事務所9 事務所・事業所等46	茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、 長野県、静岡県
関東経済産業局	376	9,858	事務所4	新潟県、茨城県、 栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、 山梨県、長野県、 静岡県
関東地方整備局	4,449	1,588,826	事務所55 出張所等144	茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、 長野県
関東地方環境事務所	62	1,766	事務所・自然保護官 事務所等15	新潟県、茨城県、 栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、 山梨県、静岡県
計	8,292	1,757,808		

機関名	定員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
関東総合通信局	303	3,348	—	茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県
東京法務局	3,819	52,873	地方法務局10 支局・出張所152	新潟県、茨城県、 栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、 山梨県、長野県、 静岡県
東京航空局	1,917	47,851	事務所・出張所 等38	北海道、青森県、 岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、 福島県、新潟県、 茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、 長野県、静岡県
計	6,039	104,072		

機関名	定員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
近畿農政局	1,629	76,180	地方農政事務所5 事務所・事業所等20	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県

機関名	定員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
近畿総合通信局	174	1,774	-	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
大阪法務局	1,581	20,427	地方法務局5 支局・出張所59	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
近畿厚生局	270	1,207	分室1 事務所6	福井県、滋賀県、 京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、 和歌山県
中央労働委員会 近畿地方事務所	5	52	-	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
近畿中国森林管理局	460	11,532	森林管理署等11	石川県、三重県、 福井県、滋賀県、 京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、 和歌山県、鳥取県、 島根県、岡山県、 広島県、山口県
近畿経済産業局	308	21,342	事務所1	福井県、滋賀県、 京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、 和歌山県
近畿地方整備局	2,537	994,956	事務所37 出張所等85	福井県、滋賀県、 京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、 和歌山県
近畿運輸局	480	6,048	運輸支局5 事務所3	滋賀県、京都府、 大阪府、奈良県、 和歌山県
大阪航空局	2,621	79,102	事務所・出張所等 42	富山県、石川県、 岐阜県、愛知県、 三重県、福井県、 滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県、 鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、 高知県、福岡県、 佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県、 沖縄県
近畿地方環境事務所	49	1,305	事務所・自然保護官 事務所等7	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
計	8,485	1,137,745		



機関名	定員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
北陸総合通信局	75	777	-	富山県、石川県、 福井県
北陸農政局	1,363	122,529	地方農政事務所3 事務所・事業所等22	新潟県、富山県、 石川県、福井県
計	1,438	123,306		

機関名	定員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
東海総合通信局	142	1,560	-	静岡県、岐阜県、 愛知県、三重県
名古屋法務局	1,167	16,153	地方法務局5 支局・出張所48	富山県、石川県、 岐阜県、愛知県、 三重県、福井県
東海北陸厚生局	179	684	事務所5	静岡県、富山県、 石川県、岐阜県、 愛知県、三重県
中央労働委員会 中部地方事務所	4	50	-	長野県、新潟県、 静岡県、富山県、 石川県、岐阜県、 愛知県、三重県、 福井県
東海農政局	1,148	66,770	地方農政事務所2 事務所・事業所等16	岐阜県、愛知県、 三重県
中部経済産業局	244	17,179	電力・ガス事業北陸 支局1	富山県、石川県、 岐阜県、愛知県、 三重県
中部地方整備局	2,731	744,675	事務所39 出張所96	静岡県、岐阜県、 愛知県、三重県
中部運輸局	511	5,663	運輸支局5 事務所8	静岡県、岐阜県、 愛知県、三重県、 福井県
中部地方環境事務所	61	1,682	事務所・自然保護官 事務所等12	長野県、富山県、 石川県、岐阜県、 愛知県、三重県、 福井県
計	6,187	854,416		

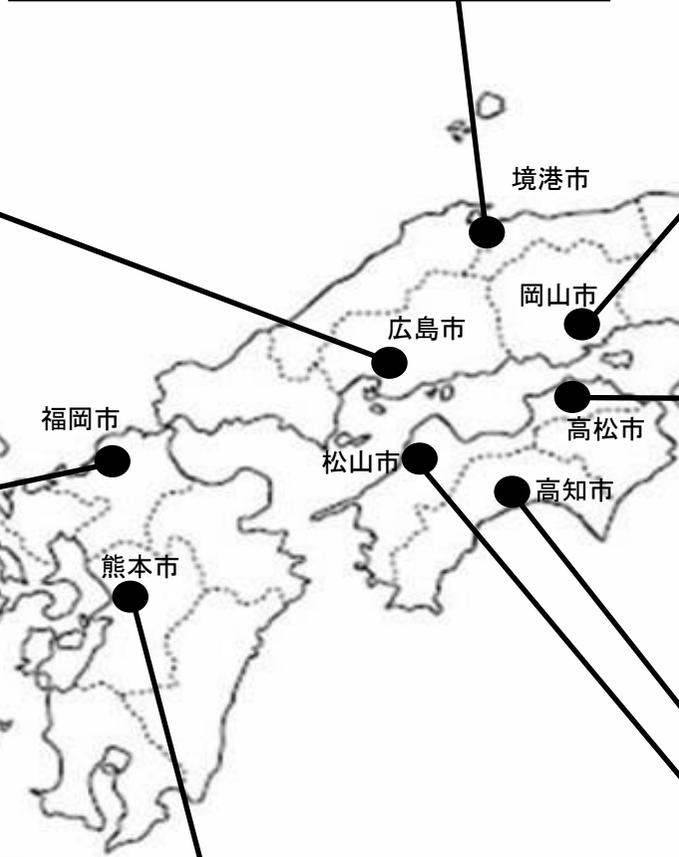
機関名	定員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
瀬戸内海漁業調整事務所	22	336	-	-
神戸運輸監理部	176	1,614	事務所2	兵庫県
計	198	1,950		

機関名	定員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
中国総合通信局	119	1,226	-	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
広島法務局	783	11,104	地方法務局4 支局・出張所32	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
中国四国厚生局	132	508	事務所4	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
中央労働委員会 中国地方事務所	4	50	-	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
中国経済産業局	180	11,759	-	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
中国地方整備局	1,960	571,533	事務所30 出張所等63	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
中国運輸局	433	4,113	運輸支局5 事務所5	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
計	3,611	600,293		

機関名	定員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
福岡法務局	1,467	18,787	地方法務局7 支局・出張所73	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県
九州厚生局	222	976	支所1 分室2 事務所7	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県
中央労働委員会 九州地方事務所	5	58	-	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県
九州漁業調整事務所	63	1,034	-	-
九州経済産業局	260	12,032	-	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県
九州地方整備局	3,336	915,229	事務所48 出張所等92	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県
九州運輸局	581	6,121	運輸支局7 事務所9	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県
計	5,934	954,237		

機関名	定員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
沖縄総合事務局	996	143,043	事務所・出張所34	沖縄県
沖縄総合通信事務所	45	446	-	沖縄県
計	1,041	143,489		

機関名	定員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
境港漁業調整事務所	22	175	-	-



機関名	定員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
九州総合通信局	148	1,480	-	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
九州農政局	2,545	230,538	地方農政事務所6 事務所・事業所等54	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
九州森林管理局	701	20,361	森林管理署等18	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県
九州地方環境事務所	71	2,039	事務所・自然保護官 事務所等17	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県
計	3,465	254,418		

機関名	定員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
中国四国農政局	2,087	143,824	地方農政事務所8 事務所・事業所等35	鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、 高知県
中国四国地方環境 事務所	52	1,753	事務所・自然保護官 事務所等9	鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、 高知県
計	2,139	145,577		

機関名	定員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
高松法務局	482	6,000	地方法務局3 支局・出張所21	徳島県、香川県、 愛媛県、高知県
四国厚生支局	80	324	事務所3	徳島県、香川県、 愛媛県、高知県
中央労働委員会 四国地方事務所	4	50	-	徳島県、香川県、 愛媛県、高知県
四国経済産業局	129	5,005	-	徳島県、香川県、 愛媛県、高知県
四国地方整備局	1,402	340,838	事務所21 出張所等36	徳島県、香川県、 愛媛県、高知県
四国運輸局	297	2,837	運輸支局4 事務所2	徳島県、香川県、 愛媛県、高知県
計	2,394	355,054		

機関名	定員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
四国森林管理局	354	13,589	森林管理署等6	徳島県、香川県、 愛媛県、高知県

機関名	定員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
四国総合通信局	89	939	-	徳島県、香川県、 愛媛県、高知県

厚生労働省 都道府県労働局

機関名	定員数(人)			合計	予算規模 (百万円)	下部機関数		合計
	本局	労働基準 監督署	公共職業 安定所			労働基準 監督署	公共職業 安定所	
北海道労働局	204	310	660	1,174	47,081	17	39	56
青森労働局	87	51	171	309	8,530	6	9	15
岩手労働局	84	56	139	279	6,276	7	14	21
宮城労働局	95	70	207	372	9,755	5	10	15
秋田労働局	88	49	142	279	5,823	6	11	17
山形労働局	81	56	131	268	5,915	5	8	13
福島労働局	104	98	214	416	9,711	8	16	24
茨城労働局	103	86	176	365	11,049	8	13	21
栃木労働局	89	72	141	302	7,983	7	12	19
群馬労働局	95	82	148	325	9,453	7	12	19
埼玉労働局	134	127	345	606	20,395	8	15	23
千葉労働局	127	114	282	523	18,317	8	13	21
東京労働局	356	529	1,524	2,409	62,822	18	21	39
神奈川労働局	196	213	569	978	30,532	12	16	28
山梨労働局	75	35	92	202	3,977	3	7	10
長野労働局	109	100	229	438	11,408	9	14	23
新潟労働局	108	122	257	487	13,182	9	16	25
富山労働局	82	49	142	273	6,675	4	7	11
石川労働局	82	55	123	260	5,999	4	9	13
岐阜労働局	100	92	176	368	11,359	7	10	17
静岡労働局	134	150	289	573	16,866	7	18	25
愛知労働局	226	263	541	1,030	30,412	14	18	32
三重労働局	89	85	142	316	9,317	6	9	15
福井労働局	75	42	105	222	5,560	4	6	10
滋賀労働局	74	42	99	215	7,354	3	7	10
京都労働局	120	102	281	503	15,233	7	14	21
大阪労働局	282	378	875	1,535	46,978	13	18	31
兵庫労働局	181	216	572	969	28,910	11	22	33
奈良労働局	77	39	102	218	6,778	4	5	9
和歌山労働局	82	59	106	247	6,804	5	8	13
鳥取労働局	73	31	80	184	3,521	3	4	7
島根労働局	79	38	96	213	4,628	4	9	13
岡山労働局	108	78	201	387	12,213	6	14	20
広島労働局	132	131	336	599	17,873	8	15	23
山口労働局	98	93	198	389	8,851	8	11	19
徳島労働局	75	38	98	211	5,487	4	8	12
香川労働局	77	45	104	226	5,938	5	7	12
愛媛労働局	87	65	137	289	11,219	5	8	13
高知労働局	79	42	107	228	9,160	4	6	10
福岡労働局	170	246	625	1,041	25,726	12	19	31
佐賀労働局	74	44	115	233	4,841	4	6	10
長崎労働局	91	78	187	356	11,312	6	10	16
熊本労働局	93	72	170	335	9,133	6	10	16
大分労働局	83	50	133	266	9,576	5	7	12
宮崎労働局	80	41	116	237	7,013	4	7	11
鹿児島労働局	89	61	195	345	9,404	5	14	19
沖縄労働局	84	38	123	245	5,974	5	5	10
合計	5,311	4,933	12,001	22,245	642,322	326	557	883

【個別の機関の管轄区域等に関する注】

○中央労働委員会地方事務所

・茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県については、中央労働委員会事務局が直轄している。

○地方農政局

・北海道においては、農政局の事務の一部を国土交通省北海道開発局(国土交通省)が所掌している。

・沖縄県は、内閣府沖縄総合事務局の所管である。

○漁業調整事務所

・各事務所は都道府県の地先海面を管轄している。

・沖縄県は、水産庁と内閣府沖縄総合事務局の共管である。

・茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県の地先海面については、水産庁が直轄している。

○経済産業局

・通商に関する事務については、関門港は、「九州経済産業局」の管轄である。

・石炭の生産その他石炭鉱業に関する事務については、福島県は、「関東経済産業局」の管轄である。

・電気に関する事務については、新潟県は、「東北経済産業局」、長野県、静岡県の一部、福井県の一部は、「中部経済産業局」の管轄である。

・沖縄県は、内閣府沖縄総合事務局の所管である。

○地方整備局

・港湾、空港、航路等に関する事務については、長野県及び福井県は「北陸地方整備局」、山口県のうち下関市は「九州地方整備局」の管轄である。

・複数の地方整備局の管轄区域にわたる河川の管理等について、管轄区域の特例がある。

・北海道は、国土交通省北海道開発局の所管である。

・沖縄県は、内閣府沖縄総合事務局の所管である。

○地方運輸局

・海事関係事務については、山口県のうち下関市、宇部市、山陽小野田市及び長門市は、「九州運輸局」の管轄である。

・沖縄県は、内閣府沖縄総合事務局の所管である。